

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山尚幸

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
新垣邦男	新垣クニオ後援会	令和2年9月15日